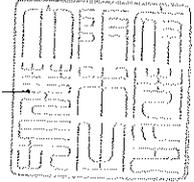


議 第 1 3 3 号
令和 2 年 11 月 13 日

茨木市都市計画審議会会長 様

茨木市長 福 岡 洋



北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（茨木市決定）について（付議）

標記について、次のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項の規定において準用する、同法第19条第1項の規定により付議します。

北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（茨木市決定）（案）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

新旧 対照図	名 称		面 積	備 考
1	耳原二丁目 4	茨木市耳原二丁目地内	——	廃止
2	耳原三丁目 4	茨木市耳原三丁目地内	——	廃止
3	畑田町 1	茨木市畑田町地内	——	廃止
4	五日市緑町 2	茨木市五日市緑町地内	——	廃止
5	野々宮二丁目 1	茨木市野々宮二丁目地内	——	廃止
6	東野々宮町 1	茨木市東野々宮町地内	——	廃止
6	東野々宮町 2	茨木市東野々宮町地内	——	廃止
6	東野々宮町 3	茨木市東野々宮町地内	——	廃止
6	東野々宮町 4	茨木市東野々宮町地内	——	廃止
7	南目垣二丁目 1	茨木市南目垣二丁目地内	——	廃止
7	南目垣二丁目 2	茨木市南目垣二丁目地内	——	廃止
7	南目垣三丁目 1	茨木市南目垣三丁目地内	——	廃止
8	耳原二丁目 3	茨木市耳原二丁目地内	約0.13 h a	区域変更
9	五日市緑町 1	茨木市五日市緑町地内	約0.72 h a	区域変更
10	奈良町・若草町 1	茨木市奈良町及び若草町地内	約1.77 h a	区域変更

新旧 対照図	名 称		面 積	備 考
11	南目垣一丁目2	茨木市南目垣一丁目地内	約0.77 h a	区域変更
小計			約3.39 h a	
鮎川一丁目1他256地区		257地区	約46.48 h a	変更なし
合 計		261地区	約49.87 h a	

「位置及び区域は[新旧対照図](#)表示のとおり」

理 由

茨木市の市街化区域内の優れた環境機能及び多目的保留地機能を有する農地等の計画的な保全と、良好な都市形成に資するため指定している生産緑地であるが、若草町地内の農地において、将来の公園、緑地として利用することが可能であり、農地の保全が図られているため、本案のとおり生産緑地地区に変更しようとするものである。

また、土地区画整理事業における仮換地指定及び生産緑地に係る主たる従事者の死亡又は故障による行為制限の解除に伴い、本案のとおり生産緑地地区を変更しようとするものである。

新旧対照図 1



縮尺：2500分の1



新旧対照図 2

縮尺：2500分の1



耳原三丁目4

耳原三丁目2

耳原三丁目3

上郡二丁目2

耳原一丁目2

上野町3

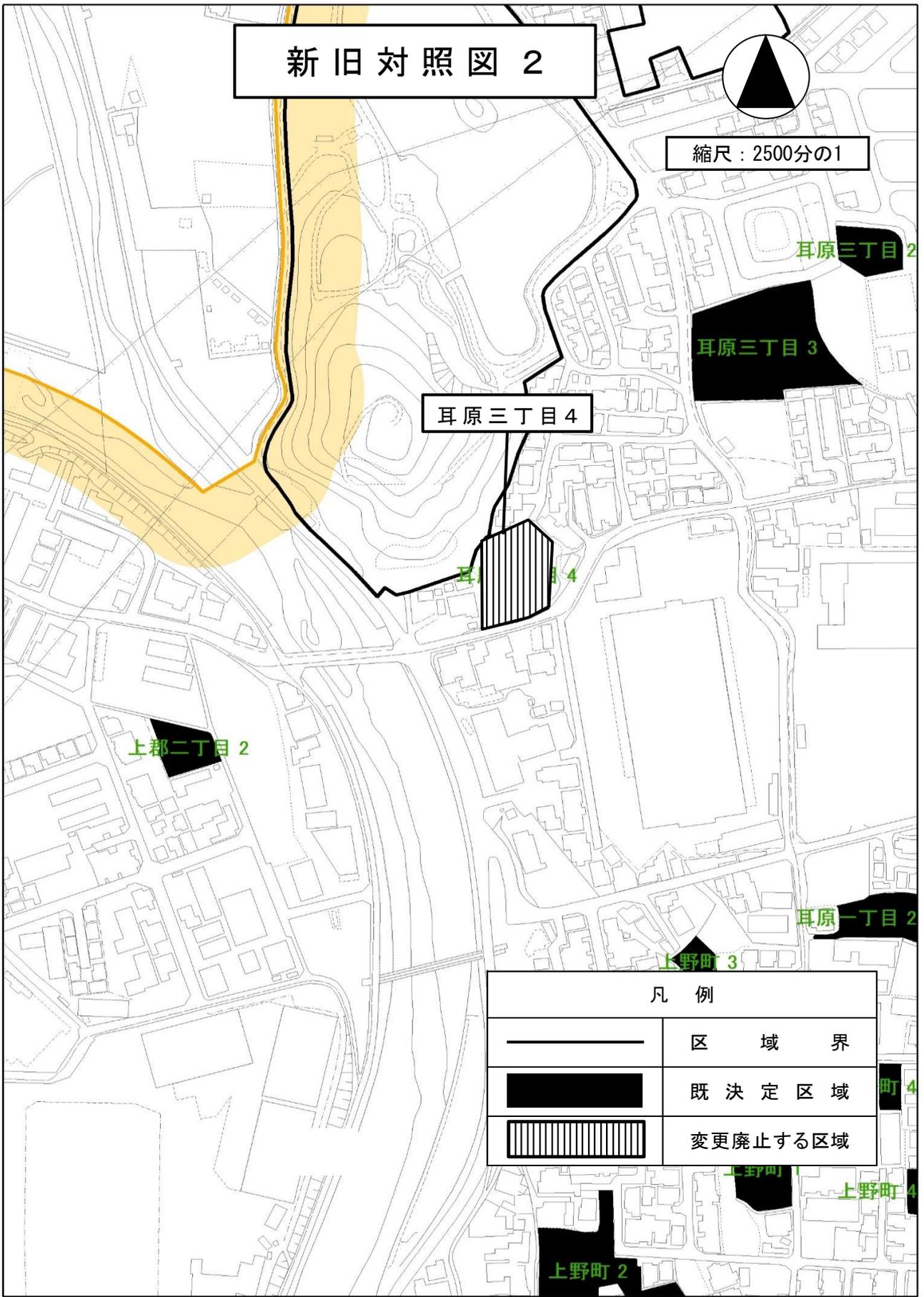
凡例

	区 域 界
	既 決 定 区 域
	変 更 廃 止 する 区 域

上野町2

上野町1

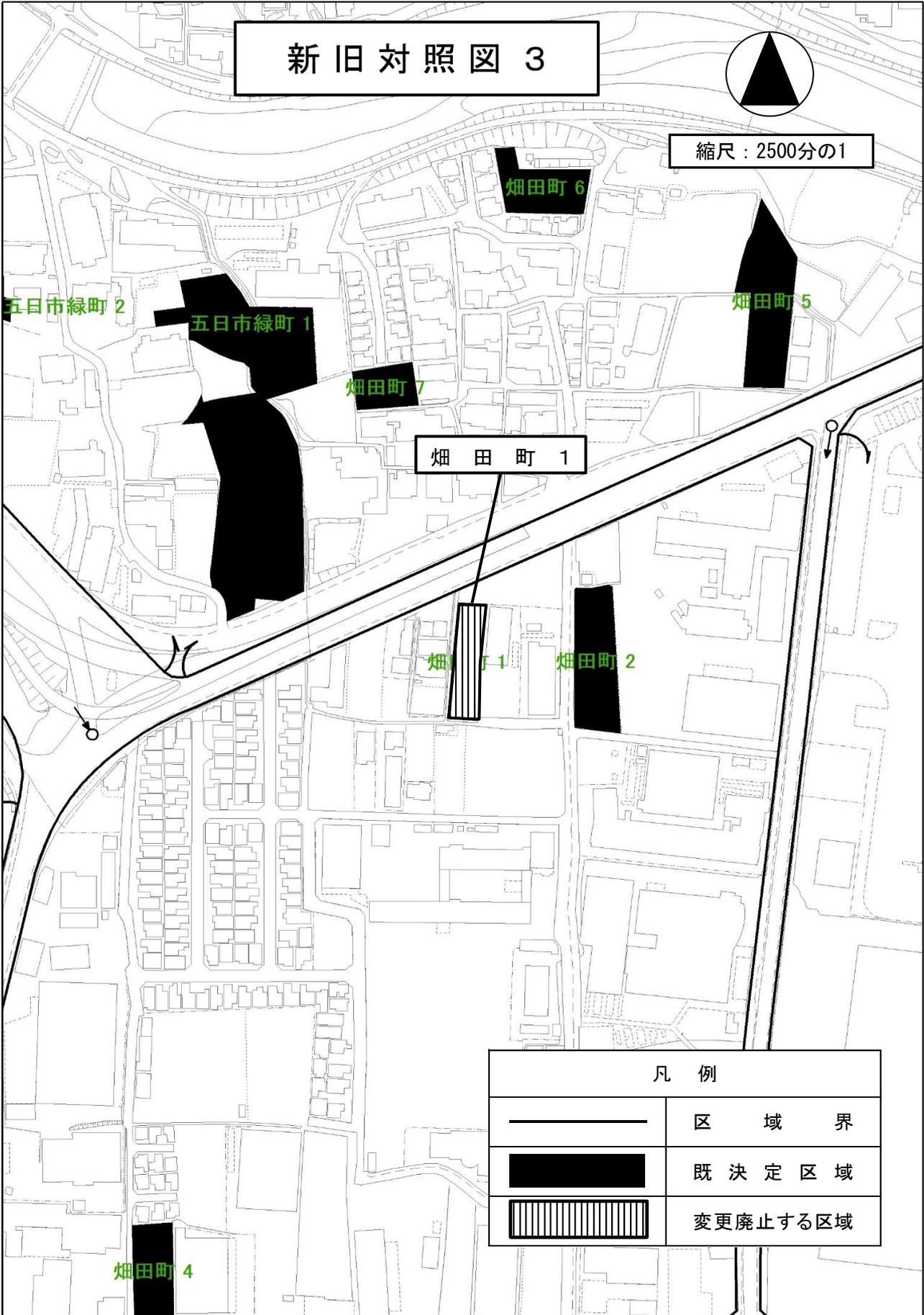
上野町4



新旧対照図 3



縮尺：2500分の1



凡 例

	区 域 界
	既 決 定 区 域
	変 更 廃 止 する 区 域

新旧対照図 4



縮尺：2500分の1

五日市緑町 2

五日市町 2

五日市緑町 1

畑田町 7

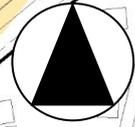
上穂積四丁目 2

凡例

	区 域 界
	既 決 定 区 域
	変 更 廃 止 する 区 域

真砂玉島台1

新旧対照図 5



縮尺：2500分の1

野々宮二丁目1

野々宮二丁目1

凡 例	
	区 域 界
	既 決 定 区 域
	変 更 廃 止 す る 区 域

新旧対照図 6

南目垣二丁目2



縮尺：2500分の1

南目垣三丁目2

東野々宮町2

東野々宮町1

東野々宮町2

東野々宮町1

東野々宮町3

東野々宮町3

東野々宮町4

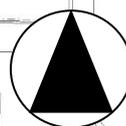
東野々宮町4

凡例

	区 域 界
	既 決 定 区 域
	変 更 廃 止 する 区 域

南目垣一丁目2

新旧対照図 7



縮尺：2500分の1

南目垣二丁目2

南目垣一丁目2

南目垣一丁目2

南目垣一丁目2

南目垣二丁目1

南目垣一丁目1

南目垣三丁目1

南目垣一丁目1

凡 例



区 域 界



既 決 定 区 域

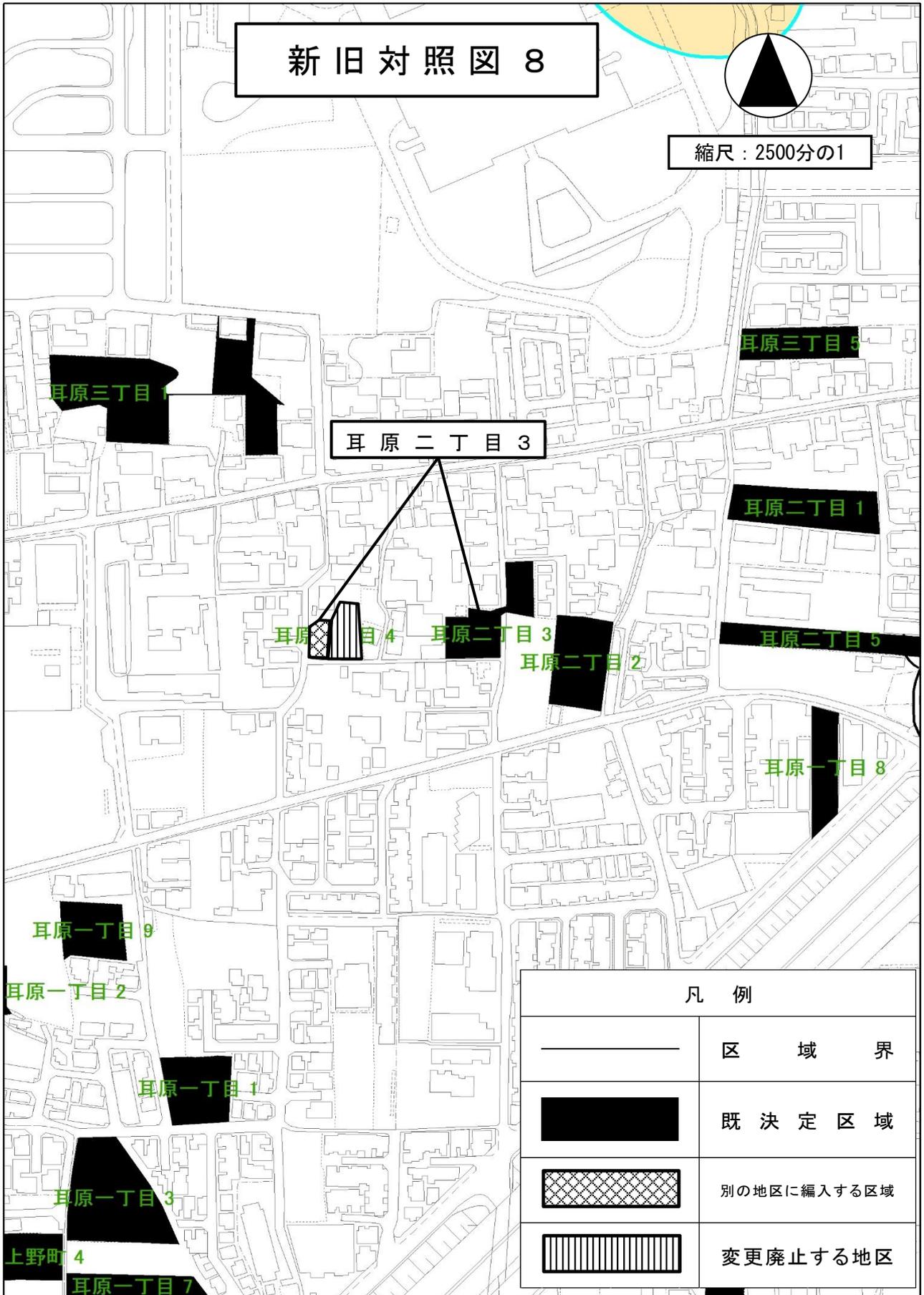


変 更 廃 止 する 区 域

新旧対照図 8

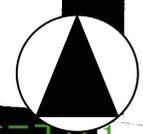


縮尺：2500分の1



凡 例	
	区 域 界
	既 決 定 区 域
	別の地区に編入する区域
	変更廃止する地区

新旧対照図 9



五日市二丁目1

縮尺：2500分の1

五日市二丁目2

五日市一丁目1

五日市緑町1

畑田町6

五日市町2

五日市緑町1

畑田町7

畑田町1

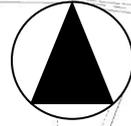
畑田町2

凡例

	区 域 界
	既 決 定 区 域
	別の地区に編入する区域
	変更廃止する地区

新旧対照図 10

小川町 1



縮尺：2500分の1

奈良町 4

奈良町 2

奈良町 5 奈良町・若草町 1

奈良町・若草町 1

奈良町・若草町 1

東奈良三丁目 1

東奈良三丁目 3

若草町 2

若草町 1

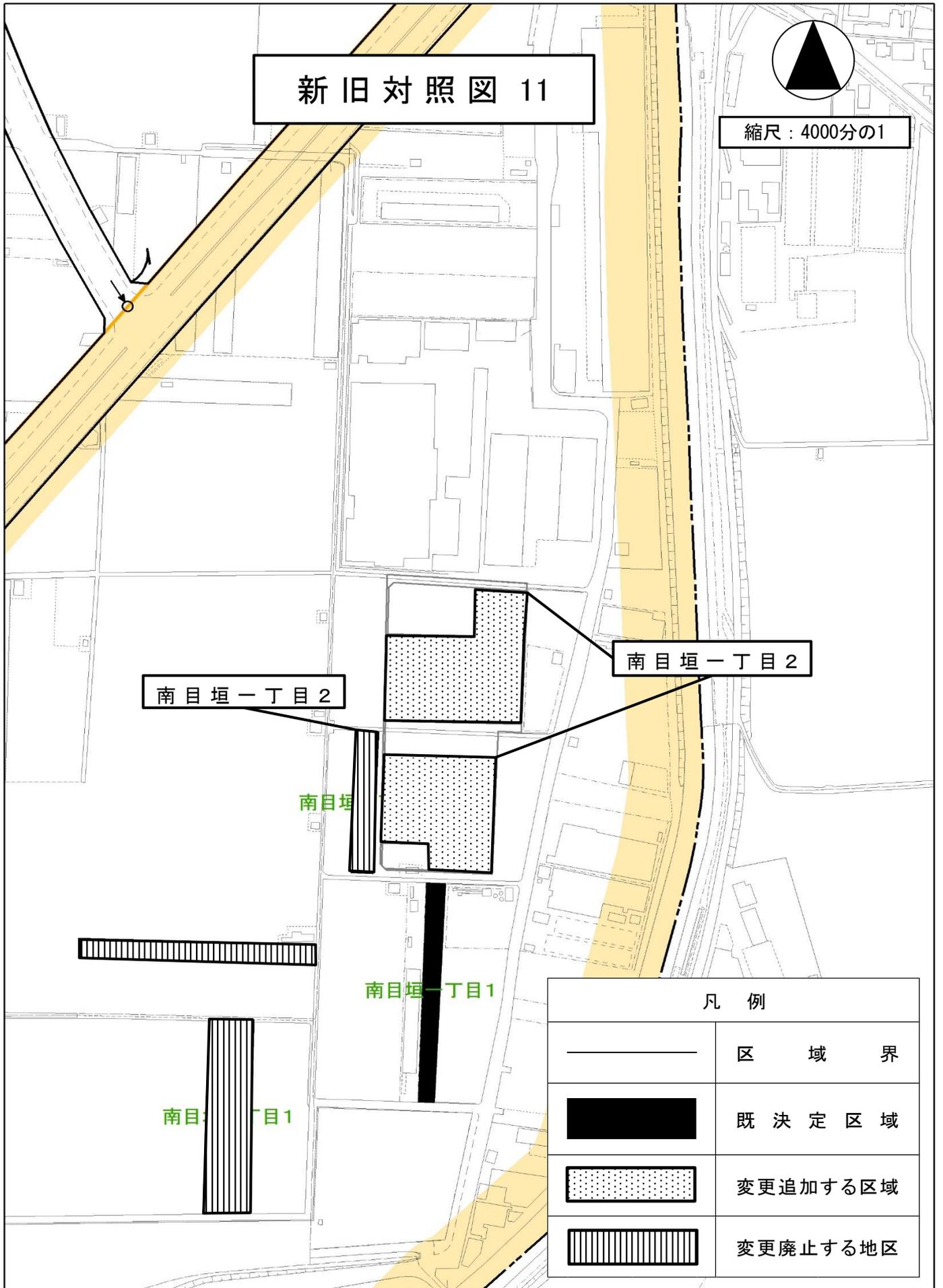
凡 例

	区 域 界
	既 決 定 区 域
	変 更 追 加 す る 区 域

新旧対照図 11



縮尺：4000分の1



凡例

	区 域 界
	既 決 定 区 域
	変 更 追 加 す る 区 域
	変 更 廃 止 す る 地 区

新 旧 対 照 表

新旧 対照 図	名称	位置	変更前 面積 変更後 (ha)	追加 区域変更 廃止の別	変更理由	備考
1	耳原二丁目4	茨木市耳原二丁目地内	0.08 —	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取申し出後の行為制限解除による廃止（主たる従事者の故障）（これに伴い面積要件が不足となった228㎡の農地は耳原二丁目3へ編入）	解除年月日 R2.1.9
2	耳原三丁目4	茨木市耳原三丁目地内	0.13 —	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取申し出後の行為制限解除による廃止（主たる従事者の故障）	解除年月日 R2.1.9
3	畑田町1	茨木市畑田町地内	0.07 —	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取申し出後の行為制限解除による廃止（主たる従事者の故障）	解除年月日 R1.11.2
4	五日市緑町2	茨木市五日市緑町地内	0.07 —	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取申し出後の行為制限解除による廃止（主たる従事者の故障）（これに伴い面積要件が不足となった235㎡の農地は五日市緑町1へ編入）	解除年月日 R2.5.5
5	野々宮二丁目1	茨木市野々宮二丁目地内	0.20 —	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取申し出後の行為制限解除による廃止（主たる従事者の故障）	解除年月日 R2.1.23
6	東野々宮町1	茨木市東野々宮町地内	0.11 —	廃止	南目垣・東野々宮土地区画整理事業における仮換地の指定に伴う廃止	
6	東野々宮町2	茨木市東野々宮町地内	0.10 —	廃止	南目垣・東野々宮土地区画整理事業における仮換地の指定に伴う廃止	
6	東野々宮町3	茨木市東野々宮町地内	0.07 —	廃止	南目垣・東野々宮土地区画整理事業における仮換地の指定に伴う廃止	
6	東野々宮町4	茨木市東野々宮町地内	0.18 —	廃止	南目垣・東野々宮土地区画整理事業における仮換地の指定に伴う廃止	
7	南目垣二丁目1	茨木市南目垣二丁目地内	0.14 —	廃止	南目垣・東野々宮土地区画整理事業における仮換地の指定に伴う廃止	
7	南目垣二丁目2	茨木市南目垣二丁目地内	0.14 —	廃止	南目垣・東野々宮土地区画整理事業における仮換地の指定に伴う廃止	
7	南目垣三丁目1	茨木市南目垣三丁目地内	0.25 —	廃止	南目垣・東野々宮土地区画整理事業における仮換地の指定に伴う廃止	
8	耳原二丁目3	茨木市耳原二丁目地内	0.11 0.13	区域変更	都市計画決定権者の判断による区域変更	

9	五日市緑町1	茨木市五日市緑町地内	$\frac{0.70}{0.72}$	区域変更	都市計画決定権者の判断による区域変更	
10	奈良町・若草町1	茨木市奈良町及び若草町地内	$\frac{1.57}{1.77}$	区域変更	都市計画決定権者の判断による区域変更	
11	南目垣一丁目2	茨木市南目垣一丁目地内	$\frac{0.10}{0.77}$	区域変更	南目垣・東野々宮土地区画整理事業における仮換地の指定に伴う廃止	
	変更地区合計	16地区	$\frac{4.02}{3.39}$			
	生産緑地地区合計	$\frac{273地区}{261地区}$	$\frac{50.50}{49.87}$	追加 区域変更 廃止	0地区 4地区 12地区	